

議案第50号

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する  
条例

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までを次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条及び学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、加西市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第 2 条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
加西市北部学校給食センター	加西市北条町北条 600 番地
加西市南部学校給食センター	加西市下宮木町 409 番地の 1

（職員）

第 3 条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項中「学校給食センター運営審議会」を「学校給食運営審議会」に改め、同条第 2 項中「、給食センターにおける事業の実施、運営」を「、学校給食」に改め、同条第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、同条を第 5 条とする。

第 7 条を削り、第 8 条を第 6 条とする。

附則第 1 項の項番号を削り、附則第 2 項を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(審議資料)

平成 26 年 1 月より新学校給食センターが稼働することに伴い、改正するもの。

**【概 要】**

既設学校給食センターの名称を「加西市南部学校給食センター」に改め、新設学校給食センターを「加西市北部学校給食センター」と名称を定め、それに伴い、「学校給食センター運営審議会」を単独調理校 3 校も含めた「学校給食運営審議会」に名称を改める。